

令和4年度 第4回藤沢市障がい者総合支援協議会 会議録

日 時：2023年（令和5年）1月31日（火）午前9時半から正午まで

会 場：藤沢市役所本庁舎8階 8-1、8-2会議室

委 員：石渡代表、齊藤副代表、小野田委員、石井委員、飯塚委員、
新城委員、都築委員、向井委員、小野田委員、松井委員、
八十島委員、小川委員、澤野委員、高山委員、佐藤委員、
船山委員、富澤委員、沼井委員、戸高委員、宮崎委員、
露木委員、村松委員、西岡委員

計23名

欠 席：1名

事務局：池田福祉部長

子ども家庭課（金子、安田）

障がい者支援課（臼井、松野、真下、増田、鎌田、竹原、伊原）

ふじさわ基幹相談支援センターえぽめいく（吉田）

計9名

傍聴者：1名

1 傍聴者入室

2 開会

（1）委員出欠確認

(2) 資料確認

(3) 前回議事録確認

前回議事録の内容について、特段の意見なし。

(石渡代表)

おはようございます。1月も最後の日になり皆さんお忙しい毎日かと思いますがよろしく願いいたします。それでは、早速議事に入らせていただきます。まず計画検討委員会の実施報告についてご説明を事務局からお願いいたします。

(事務局：鎌田主査)

資料2の計画検討委員会の実施報告についてお伝えいたします。内容は資料の通り、本年度は団体等聞き取り調査、アンケート調査を実施して、現在それを集計、分析中です。今年度中に報告書まとめて来年度は現計画の中間見直しに入ります。

(石渡代表)

それでは、専門部会の報告をいただいたあと、委員の皆様からご意見等ありましたらお願いいたします。

(佐藤委員)

相談支援部会の報告をします。第3回相談支援部会に関しては、実施報告書の通りです。市民向けリーフレットの作成について検討してきました。障がい者地域相談支援センターが設置されて、四地区に分かれて委託相談が実施されている旨周知するリーフレットがありますが、それをさらに市民向けに改良したものを相談支援部会で作成してまいりました。委員の皆様には、昨年度にその前段階である事業所や各機関向けの相談支援体制の資料を作成してお示ししましたが、その中でもワンストップ機能である委託相談支援事業所を市民向けにわかりやすく作成したものになります。表面には委託相談支援事業所が担う機能を簡潔に記載しています。裏面には事業所の位置やアクセスを記載しております。それ以外では、安全・安心プランの検討についても記載の通りです。個別避難計画については、これはあくまでも安全・安心プランの作成の中身であって、個別避難計画とはまた別なものであるということで共有できたと思います。

(事務局：鎌田主査)

重度障がい者支援部会につきましては、資料3-3の通りです。協議事項に入れている提言書の案について詳細を専門部会の代表にご説明いただきますが、今年度はそちらに注力してきました。

(船山委員)

就労・進路支援部会については、就労アセスメントシートの作成に今年度取り組んできました。再来年度に就労選択支援事業という新事業が始まるにあたり、働く能力、可能性のある方に関してきちんとアセスメントをして評価していく流れがございませう。それを前提に、様々な就労系事業所で既にアセスメントは実施していただいておりますが、そのアセスメントシートを市内で一定程度統一化して適切なアセスメントをしていくために共有するシートの作成に取り組んでおります。今年度はまずたたき台をお示しし、来年度以降に委員のご意見を伺いながら修正して、そのアセスメントシートを様式として確定していきたいと考えております。

(富澤委員)

権利擁護部会の報告をさせていただきます。権利擁護部会につきましては、今年度、権利擁護の市民周知をどういった形でより広げていくか検討し、12月3日に開催されたふれあいフェスタでブース掲示を実施して、そこで障がい者に関係するマークの一例など様々な権利擁護に関するパンフレット、リーフレットを紹介させていただきました。それ以外には、例年権利擁護部会主催で職員向けの研修に取り組んできております。今年度も、引き続き職員研修の開催にあたり内容を議論してきた中で、2月24日午後2時から、みんなで取り組む虐待防止というテーマで社会福祉法人唐池学園の富岡園長にご講義いただく形で実施する運びです。2月15日が申込期限になりますので、ご興味のある方はぜひお申し込みをいただければと思います。

(村松委員)

質問です。相談支援センターのチラシについて、資料3-2で主な機能というところがあります。その中に、“地域移行・地域定着の推進”という項目がありますが、その中で入所施設や精神科病院から地域生活移行するための支援となっている記載について、病院を精神科に限定しているのはおそらく理由があつてのことかと思いますが、一般的に公開する情報の中で限定して表現するのはどうかと思いましたが、いかがでしょうか。

(石渡代表)

この件については、今精神科病院に入院している方が20万人程いたかと記憶していますが、入院の長期化や精神科病院の中で様々な人権侵害、虐待があるという報道もある中、ここは精神科に限定して病院からの地域移行を扱うということが昨年9月に国連の勧告でも要請されているような背景があり、あえて精神科と限定する記載がされているものだと理解しておりますが、村松委員よろしいでしょうか。

(村松委員)

おそらくそういった理由によるものだと予想はしていましたが、例えば地域で暮らせない長期療養の難病者もいますので、一般的に地域社会に定着する障がい者という意味で、病院等という形で触れた方がいいのではないかと思いましたが、今のご説明でそういったタイミングによるものもあるだろうと思いましたが、了解しました。

(石渡代表)

ありがとうございます。今やはり長期入院で地域移行が必要な方はたくさんいらっしゃることは我々も意識しておかなくてはと改めて思いました。しかしここはやはり国の施策がある背景により精神科を強調する必要があるかと思しますので、ここは精神科と記載をさせていただくということでお願いいたします。大事なお指摘をありがとうございました。では、次3番目の協議事項、重度心身障がい児者の支援に関する提言書ということで、ご報告をお願いいたします。

(齊藤副代表)

重度障がい者支援部会の齊藤です。重度障がい者支援部会で今年度作成した報告書を提言書にするために作り直したものをお示ししております。変更点は、タイトルが報告書から提言書になったことと、本文の前に、はじめにという言葉を書いたものを石渡代表に書いていただいたものが入りました。それから、前回は報告書であったため名簿には部会委員を記載しておりましたが、今回は総合支援協議会から市に対して提言する形であるため、皆様の名簿もつけさせていただいています。今日はこの提言書の承認と、先ほどの委員名簿を掲載してもよいかという2点についてご承認いただければと思っております。それから、途中で皆様のご意見をいただいた部分については、部分的に修正した変更点がございます。よろしく申し上げます。

(村松委員)

資料4ページに調査の概要がありますが、対象者として“今回の調査については、入所施設在籍者、通常級在籍の医療的ケア児、ALSなどの在宅難病患者、介

護保険等のサービス利用者”はここでは含まれないとのことですが、その子どもについて、通常級在籍の医療的ケア児については、12ページの表を確認すると、“いわゆる動く医療的ケア児及び通常級・特別支援級等に在籍の医療的ケア児”が、今回調査対象ではないものも入れていただけてよかったと思っておりますが、インクルーシブ、差別のない共生社会推進のための普及啓発と書かれていることにも関わる問題として、具体的には現在中学3年の通常級にいる医療的ケアが必要な重度障がい児について、今卒業後の進路を考える際に公立校は受験可能ですが私立校は一つも受験資格を与えていない現状があります。この問題を知っておく必要があるだろうと思ひ今発言しています。その子は知的障がいはない重度の身体障がい児ですが、こういった差別のない共生社会推進のための問題としてあることを私達は知っておくべきだと思っております。これは、藤沢市から県、さらに広げて様々なところで話し合っていかなければいけないことですが、我々が知っておくべきと思ひ発言をさせていただきました。

(小野田委員)

4ページの対象者について、養護学校や特別支援校を指したものかと思いますが普通校の支援級に通っている児童はこれに含まれていないか、また、12ページのいわゆる”動く医療的ケア児”とは歩けるという意味なのか、それとも進行性、神経難病の記載があるということは下半身が動かせず、上は動くという意味での“動く”とう表記か、その意味を教えてください。

(齊藤副代表)

まず4ページについてはご想像の通り、養護学校の生徒だけを対象にしたという意味ですので、それ以外の学校・学級は含まれておりません。それから12ページの“いわゆる動く医療的ケア児”は、重症心身障がい児施設の中で使われている用語で、神奈川県は非常にベッド数が少ないため動く医ケア児というのはほぼいない状態で、重度知的障がいを併せ持っている方がほとんど対象になっております。ただ、重度知的障がいの施設が足りない地域では、知的の方々が重心施設に入っている実態があります。そうすると、知的には重度だが体は動ける状態の方がいらして、そういう方々をいわゆる“動く医療的ケア児”という用語で表現しています。

(小野田委員)

ありがとうございました。

(松井委員)

資料4-2の数値の調査表について、男性、女性、不明とありますが、これは調査時に男女の区別は特になく、記載欄がなかったということでしょうか。特に未就学児の方は大体不明の欄に数字が載っておりますが、まずその確認が1点です。続いて感想ですが、この提言書はとても良く過去10年の調査の経過も含めてまとめられた価値のあるものだと思っています。できれば過去に出した報告書があればそれも見てみたいと思っています。もう一つ確認ですが、調査対象が茅ヶ崎養護や鎌倉養護等、居住地が藤沢以外の方も含まれていますでしょうか。この提言書の矢印の向き先は藤沢市だと思いますが、少し波及して近隣市町にも広げていくようなお考えがもし将来的にあればお伺いしたいと思います。

(齊藤副代表)

まず資料4-2性別不明の欄の未就学児は性別をお聞きできていない状況ですので全部不明になっております。それ以外の不明は男女別を回答したくない方がいらっしゃる場合に備えての項目で、実際1、2名ほど入っています。それから学校について、まず鎌倉養護学校は肢体不自由児部門と知的障がい者部門がありますが、知的障がい者は鎌倉市や横浜市の方が多いそうです。肢体不自由は、鎌倉市の方、近隣の市の方もいらっしゃいますが、藤沢市の方がほとんどを占める状況です。加えて茅ヶ崎養護学校と白浜養護学校にも肢体の方がいらっしゃる状況があり、この3校に絞ってあります。他の近隣の市について、湘南東部圏域では地域のナビゲーションセンターと調査をしており、藤沢・茅ヶ崎・寒川の各市町の在住者の統計をとっております。なお、資料4-2の表は全て藤沢市在住者が対象です。2月6日に医療的ケアの会議がありますが、そこでは2市1町の集計と湘南東部圏域全体の集計を資料として提示する予定になっています。

(石渡代表)

それでは、提言書として認めていただくということと、協議会の名簿をつけることに関してもご承認ということでもよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

(齊藤副代表)

今お示した資料で若干の訂正箇所が残っておりますのでご説明します。16、17ページの名簿について、委員氏名、メンバー等色々と違った書き方になっておりますのでここは統一感ある表示に変えていきます。

(石渡代表)

それではここから10分間休憩とさせていただきます。

(休憩)

(石渡代表)

再開させていただきます。次の議題として新規開設、日中サービス支援型グループホームの評価について説明を事務局からお願いいたします。

(事務局：鎌田主査)

グループホームの評価について資料5-1から5-3を用いてご説明します。5-1につきましても、昨年末事前会議に先立って事前資料として皆様にお送りしたものです。これに基づいて皆様からはご意見をいただきました。続いて資料5-2は皆様のご意見、ご質問に対してペンギンビレッジ様からの回答を、それぞれ質問と回答を対照にした資料となっております。続いて資料5-3は本協議会から神奈川県に対して意見提出をしていくための書式になります。項目毎に皆様のご意見をまとめています。本日は、事前にご意見ご質問をいただいていることから、資料5-2に記載以外の内容や事前回答についてさらに深く掘り下げて確認したいことなどがございましたら、事業所の方々に直接ご確認いただければと思いますので、よろしくをお願いいたします。

(都築委員)

まず回答の3-1、利用者に発達障がいの方が1名いるということで、現在本人の意向を聞き取れて、現状問題なくお過ごしになっていると記載がありまして、きっとご本人に適した支援ができてきているのだなと思いました。ただ、発達障がい特に自閉症の方はコミュニケーションに障がいがあるので本人の意向について「これだ」とこちらが受け取ったものが本当にそうなのかという部分がありますので、本当にそれが本人の意思であるかを常に確認する意識は必要だと思いました。特性理解のない支援は本人を追い詰めますのでぜひ特性を理解した上での支援をお願いします。回答の2-1に研修実施はまだ開所直後であるためできていないという記載も見受けられましたので、ぜひ発達障がいの研修も受けていただけたらと思いました。回答3-2で、行動障がいがある方はいないということですが、今は問題なく過ごしていても本人理解に齟齬があると、つらさの発信として行動障がいに繋がる可能性があります。そういった表出が確認できた段階ですぐに支援を見直して特性に合った支援を再構築しないと行動障がいから強度行動障がいに進む恐れもありますので、ここは心配しています。質問ですが、利用者が行動障がい等で困難事例とな

った場合、こういった形で外部と連携を取るのだろうかと思いました。重度化対応として、回答2-4で介護福祉士が入職予定ということと協力医療機関が湘南鎌倉総合病院と記載がありましたが、こちらの病院の精神科や心理士といったところとコンサルテーションで協力関係にあるのか質問です。

(湘南とも舎：福田氏)

先ほどの発達障がいお話の中に関して、ペンギンビレッジの入居者に現在自閉症の方はいらっしゃいません。ただ、今後自閉症の方も入ってこられる可能性も考えて特性に合った支援ができるよう職員研修等の充実を図っていこうと思っております。続いてご質問の湘南鎌倉総合病院との何か困難事例があった場合の相談については、特別取り交わしのようなのは病院とございませんが、地域の委託相談事業所とは連絡を取るようにはしておりまして、何か困ったときはそういった相談事業所と相談して対応している現状です。

(湘南とも舎：本谷氏)

高度障がいの方は現在8名入居しています。中でも児童養護施設を卒園して来た方の生育歴を見ると、中学生の頃は養護学校で馴染めず3年間横浜の学園で過ごしていて様々な問題があった方がいらっしゃいます。このような方と、養護学校での従事経験を持つ職員が土曜日や日曜日、また木曜日や夜間も含め相談を受ける時間を設けることで本人にも落ち着きが見られ、現在は積極的に就労できるようになっています。その他、児童養護施設を出られた男性の例では、本人の特性上部屋が片づけられない状態です。ペンギンビレッジに入り約1年になりますが、独り立ちに向けた心配もあり「片付なきや駄目」とも強くは言えず、何とか時間かけて落ち着きをもっていくこのような方の支援にあたっては、問題行動等がみられるかと思いますが、ペンギンビレッジの支援員・世話人・代表・所長含めて入居者がよりよい生活ができるような取り組みをしていきたいと思っております。

(都築委員)

ペンギンビレッジのことではありませんが、日中型グループホームの評価の大前提として、評価表の中に重度化の部分が見えてこないことが不安で、その分今直接お話ができることは安心できる部分です。私は自閉症者の親なので利用した場合に本人の特性に基づいた支援があるのか、支援が合わなかったことで行動障がいに発展した際グループホームはどう対応されるのかが心配です。湘南鎌倉総合病院の精神科とは繋がっていないものの委託相談と繋がってご相談をされているということで

したが、解決しなかった場合に外部と繋がって解決に向けていく仕組みがグループホームを藤沢で開所するにあたり必要であると思います。実際の身近な例ですが、日中型グループ支援ホームを利用されている方が行動障がいを起こしてしまい、そこで支援を再構築できず強度行動障がいに発展しているケースがあります。支援が困難になりグループホームからは退所を促されているそうです。こういったことが続いてしまうと、発達障がいや自閉症の人が排除されてしまうのではないかとこの懸念が我々親の会にはあります。ぜひこれを機会に行動障がいに伴う重度化に対する仕組みが出来ていけばと思いますので、ご検討いただければと思います。

(事務局：鎌田主査)

発達障がいの地域支援会議では課題が数点挙げられていて、課題抽出が終わった状況です。また来年度以降計画の見直しに向けて会議として何が必要かをまとめ上げて、相談支援部会等を通じて協議会に上げていく流れを検討していますので、まずはそちらを中心にお話を進めていければと考えております。

(石渡代表)

ほかに、ご意見がある方はいらっしゃいますでしょうか。それでは次の議題に進ませていただきます。

(事務局：鎌田主査)

今質疑応答が終わり、また事前にご意見いただいていることもございます。先ほどは別紙3を神奈川県に提出するとお伝えしていますが、提出につきましては事前募集のご質問・ご意見、それから今日の質疑応答も含めて事務局が様式にまとめさせていただく中で、代表・副代表にご確認をいただいて神奈川県に提出していきたいと考えておりますが、その流れでよろしいでしょうか。

(石井委員)

感想です。皆様が細かく、またたくさん質問をしていただいて、ペンギンビレッジの様々な部分まで見えてきて、今日も多くの質問をしていただき、それに回答していただいていることは非常に良いシステムだと思っておりました。それをまたご意見や提言としてまとめてお出しただけのことに藤沢市としてもとても真摯に向き合っていることがわかって、ありがたいと思いました。

(石渡代表)

石井委員ありがとうございます。それでは、この議題については以上です。事務局のまとめに関しては代表・副代表で事前に確認をさせていただきます。では、協議事項の3番目、障がい者総合支援協議会等のあり方について、ご説明をお願いいたします。

(事務局：鎌田主査)

資料6になります。障がい者総合支援協議会等のあり方についての案の内容をご説明いたします。スライドの2ページを用いて、前回の協議会で皆様のご意見と前回資料のイメージ②を元に令和6年度以降の総合支援協議会と計画検討委員会についてお伝えします。今回の改変のポイントとして、協議会と計画検討委員会の独立化が一番大きなポイントになっております。協議会は、本会議、運営会議、専門部会におきまして双方向で情報のやり取りを行っていきたいと考えます。専門部会で取り扱うテーマにつきましては、本会議で検討された本市の重点テーマに基づき、専門部会を設定して有期限で検討して問題解決を図っていきたいと考えております。また、全ての専門部会に当事者に参加していただきたいと考えております。計画検討委員会につきましては、協議会から独立して計画の策定、進行管理にあたります。両会議におきまして地域課題や国の動向等を注視した検討ができるよう運営会議をそれぞれ設置していきたいと考えております。続いてスライド3になります。今回の案において最も注目していただきたいのは、このページ3でお示しする専門部会の検討内容について、また総合支援協議会の協議問題解決における具体化の部分です。3年間の有期で検討、それから重点テーマに応じた専門部会を設置するということが一番大きなところかと考えております。スライド4ページ目では3年間の有期で検討ということについて触れていきますが、総合支援協議会で協議、それから課題解決に向け具体化というふうなところで、市としての問題、課題を解決すること、ふじさわ障がい者プランの進行管理および策定をしていくことにつきましては、継続した検討が必要と考えております。計画の策定のタイミングに合わせて検討期間は3年としていきたいと考えております。また、一つの課題について継続的に検討していくためには検討の期間内で委員の方々の入れ替えはしない方が効果的ではないかと考えております。続きまして、重点テーマに応じた専門部会の設置について、スライド5ページになります。委員におかれましては、ここ数年の専門部会の状況や成果の把握をしていただいていることに加え、障がい者福祉に関する本市の問題点等についてご意見をくださり、今年度におきましても協議会のあり方についてご検討をいただいております。この流れから、現委員の方々にこの先の総

合支援協議会の方向性を大きく左右する可能性がある重点テーマに応じた専門部会を設置していくことについてご意見をいただきたいと考えております。続きましてスライド6ページ目になります。これまでお伝えした3年間の有期で検討していくということと、重点テーマに応じた専門部会を設置していくということの考えから、現委員の方々につきましては令和5年度の1年間について再度委員としてお付き合いをいただければと思っております。また、令和6年度以降の新たな会議体制として総合支援協議会と計画検討委員会の独立、それから委員の任期を3年としていきたいということについて、この後ご意見をいただければと思います。次が最後のスライドになります。現行の専門部会につきましては、本会議と同様に専門部会の委員にも1年間お付き合いいただきまして、令和5年度につきましては、令和6年度からの専門部会再編のご検討にご参加いただき、また令和4年度に完結しなかったテーマについて継続的に検討を1年間の間でしていただければと考えております。なお、専門部会につきましては、今後ますます重要性を増していくと市も認識をしていることから、障がい者支援課として専門部会の委員にも報酬がつけられるように予算要求しております。先だって計画検討委員会では趣旨了承をいただいております。

(新城委員)

計画検討委員会が独立することに関して、その委員は、各障がい当事者、親の会含めてどの程度入るのが心配で、総合支援協議会は視覚障がい者や聴覚障がい者が入っていますが、計画検討委員会は誰も入っていないため、どの程度当事者性が考慮され計画が作られているのか心配していましたが、今回独立したときにその委員構成はどうなるのか質問です。

(村松委員)

前回の協議会で県の施策である当事者目線に立った障がい者施策について質問させていただきました。この協議会の新しいあり方の中にその精神も入れていただくというお話もありましたが、実はあり方のイメージには①と②があって、今回イメージの②の方だけ残って①がなくなったという経緯もあります。その辺の経緯とまた当事者目線の考え方をどういう形で、例えば先ほどの新城委員のお話にあった計画検討委員会のメンバーも含め、当事者の意見を拾っていくのかをお聞きしたいと思います。

(事務局：鎌田主査)

まず、イメージ②が残っているということからご説明させていただきますと、前回会議で①と②をご提示させていただく中で、委員のご発言の中で②について賛成という表現は語弊があるかもしれませんがそのようなご意見をいくつかいただく中で、その一方で①に対するご意見はいただかなかったことから、まずは②を中心に今後の形について進めていけるとよろしいかというところで今回は②を中心に作ってお示しをしているところでございます。それから、計画検討の当事者参加につきましては、現在事務局から市内の団体連合会に委員の推薦依頼をさせていただく中で、団体からは2名参加していただいている状況がございますので、そのうち1名はご家族になりますが、当事者が全く入っていないという状況ではないと認識しております。

(新城委員)

前にも発言しましたが、障がい者だからといって障がい当事者は障がいの専門家ではありませんので、例えば私は視覚障がい者ですので視覚障がいについてはよくわかりますが、聴覚障がいや発達障がい、肢体障がいや精神障がいといった自分自身があてはまるもの以外の障がいについては何にもわかりません。そのため一つの障がいの代表が入っているからといって、全障がい者の声を聞いていることにはならないので、計画検討委員会に一人か二人当事者が入っているから当事者の声を聞いているというのはおかしいと思います。

(事務局：鎌田主査)

我々としても新城委員のご発言は、私も覚えておりますし一部の当事者であって専門家ではないから他のことはわからないというお話は記憶しております。今回改変をしていきたいと思う中で、例えば本会議の方で重点テーマが選ばれていく段階において当然細かく検討していくのは専門部会ですが、選ばれたテーマにふさわしい当事者の方々が本会議、専門部会にどんどん入っていただければと思っております。ですので、そのテーマに応じて当然障がいがあってもなくてもという形にはなりますが、そのテーマにふさわしい委員に登場していただいてテーマ検討にご協力いただければと現在では考えております。

(新城委員)

一言で言います。納得できません。再検討をお願いします。

(村松委員)

今の話の流れで、当事者意見をできるだけ吸い上げるということについて、自立支援協議会の設置要綱、運営要望を見てもその意見をよく聞くように努めなければならないということが書かれております。その意味から言うと、例えば計画検討委員会のメンバーそのものもそうですが総合支援協議会とのやり取りについては、総合支援協議会の回数が減ってしまうという話も聞いた気がしますが、計画検討委員会と総合支援協議会のやり取りは密にさせていただきたいと思っております。計画検討委員会の回数と少なくとも総合支援協議会の回数は、多いことがあっても減ることがないようにお願いしたいと要望します。これについては、当事者の考えをできるだけ取り上げる意味からも、この部会から上がってくるものが総合支援協議会のルートしかないので、そこでどう行政が汲み取るのかを考えるとやはり意見をよく聞くということに関して言うと、このやり取りについては密にさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

(船山委員)

いろんなご意見を伺えてなるほどと思うところもあります。私も自立支援協議会の頃から総合支援協議会に関わらせていただいていた十数年の参加になりますが、結論から申し上げます事務局提案は非常にいいものだと感じています。なぜかというと、ここは協議会という名前ですが、協議できる時間が少なく感じていました。各会議体との連動性を考えて、報告して総合支援協議会で皆さんと一緒に情報を共有してこういった形で取り組みましょうというスタイルをとってきましたが、やはり報告に割かれる時間がかかり長いと感じていて、本当に課題として検討しなければいけないこと、皆さんの意見を伺わなければいけないことが協議会でなかなかできていなかったという感想を持っています。そう考えたときに、部会で重点的に何か協議しなければいけない課題をきちんと抽出して、協議会の場で皆さんの意見をたくさん聞いて協議して方向性を定めていく今回の事務局提案のスタイルは、いいのではないかと率直に思いました。また専門部会でよりテーマ検討をして協議会に上げていくボトムアップ形式は皆さんでいろんなことを協議していく意味でも役に立つのではと思います。もちろん新城委員や村松委員がおっしゃったように、当事者の意見を吸い上げて検討していくルートも確保しつつ、形として今回の事務局提案の総合支援協議会のイメージはいいのではないのかと思っています。そして、委員の継続に関しては従来から検討してきた課題の結論がでないまま継続してきているものもあることを踏まえると、もう1年時間をかけて6年度以降の会議体等々

も含めながら市内の障がいのある方たちの様々な課題や問題等々を共有していく、検討していく時間としては必要かと思っています。

(村松委員)

今の船山委員のお話もごもっともなところもあって、私の誤解であれば申し訳ありませんが、当事者目線というものはおそらく、手間かかるものです。そのため合理性と当事者目線とは相反するところが会議運営上出てくる可能性があります。例えば、国会にALSの方が呼ばれましたが、「いちいち文字盤で読みあげていると時間かかるからやめてくれ」といって大事件になったことがあります。その後謝罪があり、「先日は申し訳なかった、よく時間をかけて聞かなければいけなかった」ということでちゃんと参考人意見として聴取されましたことがあったように、重ければ重いほど時間はかかるものです。そういったことを当事者目線というのではないのでしょうか。物事を決めていくときに合理性ばかり追いかけていくと、当事者は置いて行かれます。そういった観点を、当事者目線として改めて考えてこの会議のあり方についてもそこを切り捨てないようにお願いしたいと切に思っております。

(佐藤委員)

新城委員、村松委員のお話を聞いて、本当にそうだなと思いますし、船山委員と同じく私も藤沢にいる間は自立支援協議会、総合支援協議会のほう参画をさせていただいていました。結論から言えば私も形としては事務局提案に賛成をしております、今村松委員や新城委員がお話されているところが、実はこの後専門部会で市が示している重要テーマと重なってくるのだらうと思いつつながら新城委員、村松委員のご意見も伺わせていただいていたと思います。そういった意味では、村松委員の言葉を借りれば時間がかかるということ、少しタイムラグがあるかもしれませんが、一つそういったことをテーマにしながら検討する専門部会があってもいいのだらうなと思いつつながら皆さんのお話を聞かせていただいたところです。当事者参加をより実現しても当事者自身もやはり限定的な参加になってしまうかと思っています。今回の話の一番肝となるところで、運営会議に委託相談総合事業所が参加する案がありまして、やはり様々な障がいをお持ちの方のニーズを最も身近に拾っているところはやはり相談支援事業所ではないかと思うと、ここから当事者の声を届けることも大事かと思っていますので、この辺りはぜひ核になりながら進んでいけるようになるのではと個人としては思っております。

(松井委員)

当事者目線の考え方については佐藤委員がおっしゃった肝の部分についても分かりますが、ただ実際それが反映されたか否かを感じるのは当事者の方だと思いますので、そのバランスの取り方が難しいと思いました。私の質問は少しずれますが、委員の任期を3年にしていくことについての変更の妥当性をどう考えていらっしゃるかと思いました。決めごとをしていくこと対して3年間は長いなという印象を持っています。今回その3年という意見が出た妥当性について教えていただければと思います。

(事務局：鎌田主査)

3年間という期間設定につきましては、計画の見直しや策定のタイミングが3年間であり、そこを作っていく段階において藤沢市の現状の課題や次に進まなければいけない国の方針等も出てくる中で、よりタイミングとして藤沢市が取り組まなければいけないものが定めやすいという意味でまずその計画のタイミングと委員の任用期間を同期していくが一つ考えられるなと思っていました。それを現実のものにしていくことを考えたときに、今まで2年任期で継続しながら検討してきた経過がありますが、それではゴールを見いだしていくことも簡単ではなかった状況があります。実際にどこかの区切りでは効果測定のようなものが必要だと思っており、それも含めて3年でひとまとめの区切りとして考えていけると連動性を持って計画も市の課題も検討を進めていけるのではないかという考えから3年という数値を今回は出したというところです。

(松井委員)

ありがとうございます。今回、日中サービス支援型ホームの検討について私は、事業者で指定申請を行ったりする経験があり評価していくポイントについても一定の理解があったと思っておりますが、一方で先ほどの石井委員の話のとおり評価していくことが難しかったりする問題があり、これはそれぞれのお立場で出していただければいいかと思いますが、その点を新しい総合支援協議会のあり方に絡めて協議会を協議の場を中心とするのか、協議は専門部会の方である程度課題感を整理した上でここに上げていくのかという作り方が鍵になるかと思いますが、そもそも各委員がこのあり方の見直しが実際の地域づくりの中で生かされているのかということの考えをどう持ってらっしゃるかを確認したいと思いました。この3年間で対応ができるか否かのご想像はそれぞれあるかと思いますが、こういった場で発言がないと先ほどのあり方のイメージ①と②があった中で②が今回出ているわけですが、少しだけ②への賛成があったからという鎌田さんのご説明もありましたが、これも少し

明確ではないなと思っていますので確認事項については皆さんから意見を聴取する等があればとよいかと思えます。

(新城委員)

要望です。今回の見直しについて全体的に私はあまり理解できていませんので、また今までの計画策定についても不満があります。簡単に言うと、当事者の声がどういった形で様々な場に反映されるのかという視点で、総合支援協議会ではこのように、計画検討委員会はこのように、専門部会ではこのように受け止めていきますという視点でまとめていただけないでしょうか。

(石井委員)

民生委員には情報が直接届いてないので、私はこの総合支援協議会の中でいろんなことが理解できてそれを民児協に報告しておりますので、そのあり方については各立場から様々なご意見があって難しく、どちらも優先しなければならない課題ではありますが、まとめていただく方としては新城委員のご意見のようにきちんとわかるような形で、流れの中で繋がって連携していけるような会議体であってほしいと思っております。

(都築委員)

スライド5ページに専門部会の設置についてご意見いただきたいという記載がありますが、今日はもう時間がないということで次回に持ち越しということですか。それとも今日言えなかった意見としてメールで提出すればよろしいですか。

(事務局：鎌田主査)

こちらの記載については、令和6年度に向けて重点テーマを決めていくことを想定したときに、現委員の方々にも来年度を1年間残っていただいた段階でその設置のテーマについてご検討、ご意見をいただいきたいという将来的なお話をここでは述べたものです。ですので、今日ご意見をお出ししてくださいというお願いではなく、令和6年度からの新たなテーマの絞り込みについてのご意見をこの先いただけたらという意味での記載になります。

(事務局：鎌田主査)

先ほどから委員の選出方法等についてご意見をいただいているところですが。ただ委嘱の関係もございまして、大卒のところでの例えば来年度1年間皆様にお付き合いいただくことやその先のことについて、まずはある程度細かいところは今日い

ただいたご意見も踏まえ協議会と計画検討の連携の部分や当事者も含めた委員の選出についての案は次回お示ししていかなければと思っておりますが、少なくとも委員の任期についての大枠は今日固められればと思っております、それは先ほどお伝えしたとおり委嘱の関係もあるのでそこについてはご了承いただくとありがたいと思っております。いかがでしょうか。

(石渡代表)

それでは、1年間の任期延長については、お認めいただけますでしょうか。はい、ありがとうございます。そして、大きな変更点である計画検討委員会が総合支援協議会と独立して情報共有を密にしていくという案についても、ご承認いただけますでしょうか。

(新城委員)

今の段階ではこれを承認するわけにはいかないの、その関係性がはっきりしないと何とも言えないところだと思います。

(村松委員)

同意見です。

(石渡代表)

これについては、まだ承認とはいかないという委員もいらっしゃいますので、この結論は出せないということにせざるを得ないと思いますが、事務局いかがでしょうか。

(事務局：鎌田主査)

1年任期、来年度のことについてはご了承をいただいたというところと、新しい会議運営のスタイルにつきましては今日いただいたご意見を基に事務局でもう一度練り直しをして皆様にご提示していきたいと考えておりますのでよろしくお願いたします。

(新城委員)

事務的などところで要望ですが、本日の会議の音声が聞きにくいので、環境作りをもう少し研究してもらえませんか。

(石渡代表)

そこについて事務局は了解しておりますので、ご検討をお願いします。では、今日の協議はここまでにして、その他の情報提供とかも含めて事務局に進行をお返しいたします。皆様ありがとうございます。

(事務局：鎌田主査)

その他について、お伝えいたします。次第の参考1、2、3としてふれあいフェスタ、ふじさわ障がい者就労フェア、令和4年度市民講演会の資料を用意しておりますが、お時間も差し迫る都合上、資料をご覧いただければと思います。

(事務局：臼井参事)

その他に関して今案内をさせていただきましたが、委員の皆さんから何かご発言等がありますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、本日も有意義なご意見ありがとうございました。今後はもう少し具体的に委員の皆さんにどう関わっていただきたいかとか、計画検討委員会の立場からの意見と総合支援協議会からの意見をどうすり合わせていくのか、また情報の提供の仕方についてももう少し頻繁に例えばメールでご提供する等そういったところもご案内をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。では、閉会前に今年度最後の会議でございましたので福祉部長の池田から一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

(池田福祉部長)

福祉部長の池田でございます。今年度最後の会議ということで、一言お礼のご挨拶を申し上げたいと思います。本日も活発なご議論ありがとうございました。本当に有意義な会議ができたことに皆さんに感謝を申し上げます。また今日はちょうど3年前、WHOがコロナの緊急事態宣言を出した日になります。この3年間コロナを巡り、特に福祉については影響が大きく、なかなか前に進めることができませんでした。様々なことを検討し考え直すという点ではいい機会になったかと思っております。また今度5月8日からコロナが感染症の分類でいうところの2類から5類ということで、インフルエンザと同じような形になります。そうすると、福祉にもこれから逆の意味でいろんな影響が出てくるだろうと思います。コロナが福祉に及ぼした影響、それが今度は解除されることによって、今まで考えていなかったような影響が出てくると思います。こうしたことの課題も来年度以降皆さんと一緒に検討させていただきたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。また、大変個人的なことで恐縮でございますけれども私が3月で定年を迎えることになりました。皆様に1年委員の延長をお願いしておきながら大変恐縮でございますけれども

も、私は今日がこの会議最後ということになります。個人的にはこのコロナで地域と福祉の連携ということをテーマに挙げておりましたがそれがなかなかできずに今日まで来てしまいました。これから立場は変わりますけれども特に障がい分野については、他人ごとと考えず自分ごととしていろいろと関わらせていただきたいと思いますのでこれからもどうぞよろしく願いいたします。本当に長い間ありがとうございました。

(石渡代表)

皆さん、拍手をもって部長を送らせていただきたいと思います。ありがとうございました。

(事務局：臼井参事)

事務局臼井でございます。それでは、以上をもちまして第4回藤沢市障がい者総合支援協議会を閉会とさせていただきます。次回の開催は5月を予定しておりますが詳細は改めてご案内申し上げます。本日はどうもありがとうございました。来年度につきましてもどうぞよろしく願いいたします。

(議事終了)